

県内市町村における路上喫煙の規制等、たばこ関連条例の制定状況一覧

1 制定状況一覧

(注) 過：罰則（過料）付き路上喫煙規制条例 罰：罰則（罰金）付き路上喫煙規制条例
 ：罰則のない路上喫煙規制条例 ：吸殻のポイ捨て禁止条例
 「施行」欄の()内は路上喫煙規制条項の追加改正施行時期を示す。

(平成25年 9月調)

自治体名	名称	施行	区分	
			路上喫煙規制	ポイ捨て禁止
<参考> 神奈川県	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	H19.4.1		
	神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例	H19.7.1		
	神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例	H22.4.1		
	神奈川県海水浴場等に関する条例	H22.5.15		
横浜市	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例	H8.4.1 (H19.9.1)	過	
川崎市	川崎市路上喫煙の防止に関する条例	H18.4.1	過	
	川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例	H7.7.1		
相模原市	相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例	H10.4.1		
	相模原市路上喫煙の防止に関する条例	H24.10.1	過	
横須賀市	ポイ捨て防止及び環境美化を推進する条例	H9.10.1 (H19.7.1)		
藤沢市	藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例	H19.7.20	罰	
平塚市	平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例	H18.10.1	罰	
鎌倉市	鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例	H21.4.1	過	
	鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例	H13.10.1		
小田原市	小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例	H7.4.1 (H21.7.1)	罰	
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例(きれいなちがさき条例)	H14.6.1		
逗子市	逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例	H10.10.1		
三浦市	「まちをきれいに」みんなで守る条例	H15.7.1		
秦野市	秦野市ごみの散乱防止等に関する条例	H9.4.1		
厚木市	厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例	H15.10.1 (H22.4.1)		
大和市	大和市路上喫煙の防止に関する条例	H20.10.1	過	
	大和市ポイ捨て等の防止に関する条例	H22.10.1		
伊勢原市	伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例	H7.4.1 (H25.10.1)		
海老名市	海老名市まちの美化に関する条例	H11.10.1		
南足柄市	南足柄市美しい環境をつくる条例	H9.7.1		
綾瀬市	綾瀬市ごみの投棄防止によるきれいなまちづくり条例	H19.7.1		
葉山町	葉山町の美化促進に関する条例	H13.6.1		
寒川町	寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例	H19.7.1		
大磯町	大磯町美しいまちづくり条例	H24.4.1	罰	
松田町	松田町まちづくり条例	H9.4.1		
山北町	安全で安心な住みよいまちづくり条例	H15.4.1		
開成町	開成町きれいなまちをつくる条例	H21.7.1		
箱根町	箱根町をきれいにする条例	H13.10.1		
湯河原町	湯河原町の環境美化促進に関する条例	H10.4.1		
愛川町	愛川町みんなで守る環境美化のまち条例	H24.4.1		
合計	制定市町：(33市町村中)27市町		15	27

路上喫煙規制条例制定：15市町、うち、過料または罰則付き路上喫煙規制条例制定：9市町
 未制定市町村(6市町村)：座間市、二宮町、中井町、大井町、真鶴町、清川村

2 規定の概要

(平成25年4月調)

自治体名	条例等	目的	内容	罰則	施行日
神奈川県	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	神奈川県環境基本条例（平成8年神奈川県条例第12号）の本旨を達成するため、廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めることにより、廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、もって良好な生活環境を保全する。	何人も、海岸、河川、道路等において、みだりに空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等を捨てることにより、県土の美しい環境を損なってはならない。	罰則なし	H19.4.1
	神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例	青少年の喫煙及び飲酒が青少年の健全な育成に重大な影響を与えるものであることにかんがみ、青少年の喫煙及び飲酒の防止に関し、県、保護者、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、青少年の喫煙及び飲酒の防止に関する施策の実施について必要な事項を定める。	青少年(20歳未満)の喫煙及び飲酒を防止するための県・保護者・事業者・県民の責務及び購入者等の年齢確認、自動販売機による購入者の年齢確認、立入調査等を規定。	指導及び勧告	H19.7.1 (一部は H20.7.1)
	神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例	県民、保護者、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、禁煙環境の整備及び県民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進し、並びに未成年者を受動喫煙による健康への悪影響から保護するための措置を講ずることにより、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止する	何人も、喫煙禁止区域内においては、喫煙をしてはならない。 施設管理者は、施設の区分に応じて、管理する施設を禁煙又は分煙にするなど、必要な措置を講ずる。 施設管理者は、その管理する喫煙区域及び喫煙所に、未成年者を立ち入らせてはならない。	喫煙禁止区域で喫煙した者に2万円以下の過料を科する。 命令に従わない施設管理者に5万円以下の過料を科する。	H22.4.1 (第2種施設に係る罰則適用は H23.4.1 ~)
	神奈川県海水浴場等に関する条例	海水浴場、その他の遊泳場、プール及び更衣休憩所について、公衆衛生及び公衆の危険防止上必要な事項を定めることを目的とする。	何人も、海水浴場の開場時間中は、当該海水浴場内（次条第1項の規定により設けられた喫煙専用区域を除く。）において喫煙をしてはならない。	罰則なし	H22.5.15

自治体名	条例等	目的	内容	罰則	施行日
横浜市	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例	空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等について、横浜市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の投棄の禁止、屋外の公共場所における喫煙の禁止、空き缶等の回収及び資源化その他の必要な事項を定めることにより、清潔で安全な街をつくり、かつ、資源の有効な利用を促進し、もって快適な都市環境を確保する。	市民等は、歩行中の喫煙をしないよう努めなければならない。市民等は、屋外で喫煙をする場合は、携帯用吸い殻入れを持つよう努めなければならない。 何人も、喫煙禁止地区内において、喫煙をしてはならない。	喫煙禁止地区内での喫煙に対し、2千円以下(実徴収額は2千円)の過料を科する。	H8.4.1 H19.9.1 改正施行(過料徴収は H20.1.21 ~)
川崎市	川崎市路上喫煙の防止に関する条例	路上喫煙を防止することにより、市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって市民の生活環境の向上に資する。	市民等は路上喫煙をしないよう努めるものとする。 市民等は、路上喫煙防止重点区域において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が別に定める場所においては、この限りでない。	重点区域において喫煙した場合2万円以下(実徴収額は2千円)の過料を科する。	H18.4.1 (過料適用は H18.10.1 ~)
	川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例	飲料容器等の散乱を防止することによって、地域の環境美化の促進を図り、もって市民の生活環境の向上に資する	何人も、道路、広場、公園、河川その他公共の場所に飲料容器等をみだりに捨ててはならない。	重点区域内において、飲料容器等をみだりに捨てた場合は、20,000円以下の過料に処する。	H7.7.1
相模原市	相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例	清潔できれいなまちをつくり、もって良好な環境の保全及び創造に寄与する。	市民等は、たばこの吸い殻の散乱を防止するため、歩行中の喫煙をしないよう努めなければならない。 市民等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、空き缶等散乱防止重点地区内の公共の場所等において、喫煙をしてはならない。 (1)歩行中であるとき。 (2)吸い殻入れが付近に設置されていないとき(吸い殻入れを携帯しているときを除く。)	罰則なし	H10.4.1
	相模原市路上の喫煙の防止に関する条例	市民等、事業者及び市が連携して市民等の身体及び財産の安全及び安心の確保を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。	市民等は、路上喫煙をしないよう努めるものとする。 市民等は、禁止地区及び重点禁止地区において路上喫煙をしてはならない。	2,000円の過料(重点禁止地区内について)	H24.10.1 (過料適用は H25.4.1 ~)

自治体名	条例等	目的	内容	罰則	施行日
横須賀市	横須賀市ポイ捨て防止及び環境美化を推進する条例	市、市民等、事業者及び所有者等が一体となって、空き缶等及び吸い殻等のポイ捨てを防止するとともに、美化清掃活動の充実に努めることにより、清潔で美しいまちづくりを目指し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	市民等は、たばこの吸い殻の散乱を防止するため、路上での喫煙をしないよう努めなければならない。 市民等は、路上禁煙地区において、喫煙をしてはならない。	市長は、路上禁煙地区で喫煙している者に喫煙の中止その他必要な措置を講ずることができよう指導することができる。	H9.10.1 H19.7.1 改正施行
藤沢市	藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例	きれいで住みよい環境づくりを進めるために、市、市民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、地域の環境美化の促進及び空き缶の投棄、路上喫煙等の防止に関し必要な事項を定め、もって快適な生活環境を確保する	何人も、公共の場所において、歩行するとき又は自転車等で走行するときは、喫煙しないよう努めなければならない。公共の場所において喫煙しようとする者は、携帯用灰皿を携帯し、又は灰皿が設置されている場所で喫煙するとともに、他人に迷惑をかけるよう努めなければならない。 何人も、路上喫煙禁止区域において、灰皿が設置されている喫煙場所以外で喫煙をしてはならない。	2万円以下の罰金	H19.7.20 (罰則適用は H19.12.1 ~)
平塚市	平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例	環境に関する身近な課題について、市、市民及び事業者の役割を明らかにし、それぞれがこの役割の下、協働して取組みを進めるとともに、快適で清潔な暮らしを阻害する行為を禁止すること等により、豊かで住みよい地域社会を実現する。	何人も、路上喫煙禁止区域においては、定められた場所以外の場所では、喫煙(たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持すること)をしてはならない。	2万円以下の罰金	H18.10.1
鎌倉市	鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例	路上喫煙を防止することにより、路上喫煙による市民等の身体及び財産への被害の防止並びにたばこの吸い殻の散乱等の防止を図り、もって市民等の快適な生活環境を保持する	市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。 市民等は、路上喫煙禁止区域において路上喫煙をしてはならない。	2千円の過料	H21.4.1 (過料適用 H21.7.1 ~)
	鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例	ごみの散乱のない美しいまちをつくり、もって良好な生活環境の保全及び向上に寄与することを目的とする。	空き缶及びたばこの吸い殻等をみだりに捨ててはならない。 空き缶及びたばこの吸い殻等を持ち帰り、回収容器等に収納しなければならない。	罰則なし	H13.10.1

自治体名	条例等	目的	内容	罰則	施行日
小田原市	小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例	空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱を防止し、並びに深夜における花火、落書き及び歩行中の喫煙その他の屋外の公共の場所における喫煙を規制することに関し、市、市民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進、美観の保護及び良好な生活環境の確保を図り、もって良好な環境の保全及び創造に寄与する	市民等は、歩行中又は自転車の運転中には喫煙をしないようにし、喫煙をするには携帯用灰皿を携帯し又は灰皿が設置されている場所でするとともに、他人に迷惑を及ぼすことがないようにしなければならない。 市民等は、環境美化促進重点地区内において、灰皿が設置されている喫煙場所以外で喫煙（火のついたたばこを所持する行為を含む。）をしてはならない。	2万円以下の罰金	H7.4.1 H21.7.1 改正施行
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例(きれいなちがさき条例)	美しく健康的な生活環境を守るための行動の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、市域の美観の保持及び健康的な生活環境の保全に資する	何人も、公共の場所等にみだりに空き缶等又は吸い殻等を投棄し、又は放置してはならない。	2万円以下の罰金	H14.6.1
逗子市	逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例	清潔で美しい街をつくり、かつ、資源の有効な利用を図り、もって良好な都市環境の形成に資する	何人も、空き缶等又は吸い殻等をみだりに捨ててはならない。	2万円以下の罰金	H10.10.1
三浦市	「まちをきれいに」みんなで守る条例	市域の美観の保持及び安全で健康的な生活環境の保全を図り、もって良好な都市環境の創造に寄与する	何人も、公共の場所等にみだりに空き缶等、吸い殻等又は調理くず等を投棄し、又は放置してはならない。	罰則なし	H15.7.1
秦野市	秦野市ごみの散乱防止等に関する条例	まちを美化する心をはぐくみ、もって本市における良好な環境を確保する	何人も、道路、広場、公園、河川その他の公共施設又は他人が所有し、若しくは占有する土地に廃棄物をみだりに捨て、及びその公共施設又はその土地を自己が飼養する犬その他愛がん用動物のふん等で汚してはならない。	2万円以下の罰金	H9.4.1
厚木市	厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例	環境美化を推進し、もって美しい環境のまちづくりの実現を目的とする。	何人も、路上喫煙禁止区域において喫煙(火の付いたたばこを持つ行為を含む。以下同じ。)をしてはならない。ただし、当該区域内における自動車の車内での喫煙については、この限りでない。 何人も、路上喫煙禁止区域以外の区域において、歩行中又は自転車等の運転中に喫煙をしないように努めなければならない。	罰則なし	H22.4.1

自治体名	条例等	目的	内容	罰則	施行日
大和市	大和市路上喫煙の防止に関する条例	路上喫煙を防止することにより、市民等の身体及び財産の安全及び安心を確保し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。 市民等は、路上喫煙禁止区域及び路上喫煙重点禁止区域において路上喫煙をしてはならない。	路上喫煙重点禁止区域での喫煙に対し2千円の過料	H20.10.1 (過料適用は H21.4.1 ~)
	大和市ポイ捨て等の防止に関する条例	ポイ捨てや犬のふんの放置を防止することにより、ごみの散乱のない清潔できれいなまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境の保持に資する。	何人も、公共の場所等にポイ捨て等(飲食用容器等(たばこの吸い殻を含む)をゴミ箱等の回収容器以外の場所に捨てること等)をしてはならない。	勧告に従わない者に対し、2万円以下の罰金	H22.10.1 (罰金適用は H25.1.1 ~)
伊勢原市	伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例	市、市民及び事業者が一体となって、廃棄物の発生を抑制し、再利用及び再生利用を促進するとともに、廃棄物の適正な処理を推進し、並びにポイ捨て等を防止することにより、資源の循環による有効な利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	何人も、公共の場所において、歩行するとき又は自転車で走行するときは、喫煙をしないよう努めなければならない。 公共の場所において喫煙をしようとする者は、携帯用灰皿を携帯し、又は灰皿が設置されている場所で喫煙をするとともに、他人に迷惑をかけないよう努めなければならない。	罰則なし	H25.10.1
海老名市	海老名市まちの美化に関する条例	清潔なまちをつくり、かつ、資源の有効活用を促進することを目的とする。	市民等は、歩行中の喫煙をしないよう努めるとともに、屋外で喫煙する場合は、携帯用吸い殻入れを携帯するよう努めなければならない。	努力規定	H11.10.1
南足柄市	南足柄市美しい環境をつくる条例	地域における環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって潤いと安らぎのある都市環境の創造に寄与することを目的とする。	何人も、空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物をみだりに投棄してはならない。	環境美化重点区域において、空き缶等又は吸い殻等をみだりに投棄した者に2万円以下の罰金	H9.7.1
綾瀬市	綾瀬市ごみの投棄防止によるきれいなまちづくり条例	ごみの投棄防止によるきれいなまちづくりについて、市、事業者、市民等及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等、吸い殻等及び粗大ごみ等の投棄防止について必要な事項を定めることにより、きれいなまちづくりを推進することを目的とする。	喫煙者は、歩行中及び自転車乗車中は喫煙をしないよう努めなければならない。 喫煙者は、吸い殻入れが設置されていない屋外では、喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、吸い殻収納用具を携帯している場合を除く。	努力規定	H19.7.1

自治体名	条例等	目的	内容	罰則	施行日
葉山町	葉山町の美化促進に関する条例	地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、かつ、資源の有効利用の促進に努め、潤いと安らぎのある環境を保全し美しいまちづくりに資する	何人も、空き缶等又は吸い殻等をみだりに捨ててはならない。	2万円以下の罰金	H13.6.1
寒川町	寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例	地域の環境美化を推進し、もって健康的な生活環境の保全及び向上を図る	何人も、公共の場所等にポイ捨てをしてはならない。	2万円以下の罰金	H19.7.1
大磯町	大磯町美しいまちづくり条例	地域の環境美化の推進と清潔でさわやかな生活環境を確保することを目的とする。	何人も、公共の場所において、歩行するとき又は自転車等で走行するときは、喫煙をしないように努めなければならない。 何人も、禁止区域においては、定められた場所以外の場所で喫煙をしてはならない。 何人も、海水浴場内では、灰皿が設置されている喫煙場所以外で喫煙をしてはならない。	2万円以下の罰金	H24.4.1
松田町	松田町まちづくり条例	町全体の良好な自然景観の保全と快適な生活環境の確保を図る	町民及び旅行者その他の滞在者は、みだりに空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻、チューインガム等のごみを投げ捨て、又は散乱させてはならない。	罰則なし	H9.4.1
山北町	山北町安全で安心な住みよいまちづくり条例	犯罪、交通事故等の未然防止により、町民が安全で安心して暮らせる住みよい生活環境の実現を図る	住みよいまちづくりを進めるため、町民等は、公共の場所等にみだりに吸い殻、空き缶等又は調理くず等を投棄し、若しくは落書きをしてはならない。	罰則なし	H15.4.1
開成町	開成町きれいなまちをつくる条例	町、町民等、事業者及び土地所有者等が一体となって、空き缶等及び吸殻等の散乱を防止するとともに、地域の環境美化活動に努めることにより、まちを美化する心をはぐくみ、清潔で美しいまちづくりの実現を図る	町民等は、歩行中の喫煙をしないよう努めるものとする。 町民等は、屋外で喫煙する場合、携帯用吸殻入れを携帯するよう努めるものとする。	努力規定	H21.7.1
箱根町	箱根町をきれいにする条例	地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって良好な環境の保全及び創造に寄与する	町民及び滞在者は、道路、河川、広場、公園、湖沼その他の公共の場所又は他人が所有し、占有し、又は管理する場所に廃棄物をみだりに投棄してはならない。	2万円以下の罰金	H13.10.1
湯河原町	湯河原町環境美化促進に関する条例	地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、良好な環境の保全及び創造に寄与する	何人も、公共の場所等に廃棄物をみだりに投棄してはならない。	罰則なし	H10.4.1

自治体名	条例等	目的	内容	罰則	施行日
愛川町	愛川町みんなで守る環境美化のまち条例	環境美化の推進に関し、町、町民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、良好な生活環境の保全のために必要な事項を定めることにより、きれいで住み良い環境のまちづくりを推進する	何人も、公共の場所等にポイ捨てをしてはならない。	2万円以下の罰金	H24.4.1